

# VI 農業経営の部

## 解 説

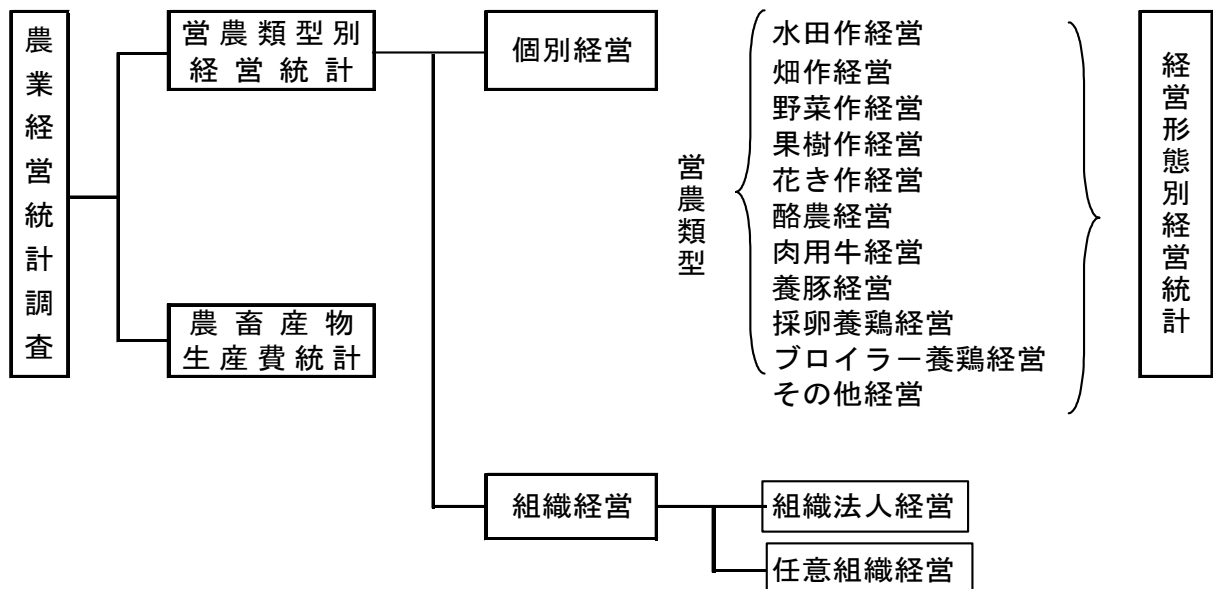
この部には、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査による「農業経営統計調査」の「経営形態別経営統計（個別経営）」並びに「営農類型別経営統計（個別経営）」結果を収録した。

### 調査の概要

#### 1 調査の目的及び体系

農業経営統計調査の経営形態別経営統計（個別経営）は、農業生産物の販売を目的とした農業経営体（個別経営）の農業経営の実態を明らかにし、農政の資料を整備することを目的としている。

また、営農類型別経営統計（個別経営）は営農類型別の経営の実態を明らかにすることを目的としている。



#### 2 調査の対象

本調査は、2010年世界農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、農業生産物の販売を目的とする農業経営体（個別経営）を対象に実施した。

経営形態別経営統計（個別経営）は、営農類型別経営統計で取りまとめた「水田作経営」から「ブロイラー養鶏経営」の各営農類型に分類した調査経営体に、「その他経営」に分類した調査経営体を加えて集計したものである。

#### 3 調査期間

平成25年調査期間は、平成25年1月から12月までの1年間である。

#### 4 調査方法

調査経営体に調査票を配付して、毎日の現金収支及び労働時間等を記録させる自計調査、農林水産省の職員が調査経営体の決算書類を閲覧しその内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。

## 5 調査事項及び用語の説明

経営収支並びに資産及び負債の把握の範囲については、以下のとおりである。

- ・ 農業：農業経営体全体の経営収支
- ・ 農業以外：農業経営関与者の経営収支（非関与者分については、把握していない。）

### (1) 営農類型

農業経営体の作物別の販売収入を「水田作」、「畑作」、「野菜作」、「果樹作」、「花き作」、「酪農」、「肉用牛」、「養豚」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」並びに上記のいずれにも属さない「その他」経営別に区分し、経営体として最も収入が大きい区分に分類した経営のタイプをいう。

| 区 分               | 分 類 基 準   |
|-------------------|---|
| 水 田 作 経 営         | ・稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営 |
| 畑 作 経 営           | ・稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営  |
| 野 菜 作 経 営         | ・野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営   |
| 果 樹 作 経 営         | ・果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営   |
| 花 き 作 経 営         | ・花き販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営  |
| 酪 農 経 営           | ・酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営   |
| 肉 用 牛 経 営         | ・肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営  |
| 養 豚 経 営           | ・養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営   |
| 採 卵 養 鶏 経 営       | ・採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営                                       |
| ブ ロ イ ラ ー 養 鶏 経 営 | ・ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営                                    |
| そ の 他 経 営         | ・上記の営農類型に分類されない経営   |

### (2) 農業経営関与者

経営体においては経営主夫婦及び年間60日以上農業に従事する世帯員である家族をいう。

なお、15歳未満の世帯員及び高校・大学等への就学中の世帯員は、自営農業従事日数が年間60日以上であっても農業経営関与者とはしない。

また、非関与者にかかる現金・貯蓄・借入れ・農外収支等は把握していない。

### (3) 農業生産関連事業

農業生産関連事業とは、農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②経営体で生産した農産物を使用していること、③経営体が所有または借り入れている耕地もしくは農業施設を利用していること、いずれかに該当しているもの。

## 6 利用上の注意

本調査は、全国推計を目的に必要な標本数を都道府県別に配分したものであり、出現頻度の低い項目もあり、調査結果が県平均値を代表していない場合があるので、利用に当たっては留意されたい。